

投票は 住みよい社会の 第一歩

12月22日(日)は富士市長選挙・

富士市議会議員補欠選挙

の投票日です



明るい選挙推進
キャラクター
めいすいくん

投票時間 7:00~20:00

「勢子辻の一部」及び「かぎあな」区域は18:00まで



投票できる人

次の2つの条件を満たしている日本国民

① 年齢 平成5年12月23日以前に生まれた人

② 住所 平成25年9月14日以前に富士市に住民登録を済ませ、引き続き富士市に住所を有する人

■市内で転居した人

12月2日までに転居の届け出をした人は、新住所地の投票所で投票できます。12月3日以降に転居の届け出をした人は、前住所地の投票所で投票になります。

■市外に転出した人

投票日前に市外へ転出した人は、投票できません。ただし、12月16日以降に市外へ転出する人は、期日前投票ができる場合がありますので、お問い合わせください。

投票方法

投票は、富士市長選挙と富士市議会議員補欠選挙の2つがあります。

それぞれ決められた投票用紙に「候補者名」を書いて投票します。

■投票所入場券

世帯主宛てに家族分を郵送します。1枚の封書に最大で一世帯6人分まで入っています(世帯で投票できる人が7人いる場合は2通)。

投票の際は、自分の名前が記載されている投票所入場券を切り離して、投票所欄に記載されている投票所にお持ちください。

※届かない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていて、投票できる条件を満たしていれば投票できますので、投票所で申し出てください。

投票所の変更にご注意ください

今回の投票所	前回の投票所	変更になる区域
伝法まちづくりセンター	伝法小学校体育館	宮の上、三日市、長者町、吉原上中町、中村町、上田端、田端町、千代田町、中桁
駿河台三丁目公会堂	吉原第二中学校体育館	駿河台3

※投票所入場券で、自分の投票所をご確認ください。

期日前投票

投票日に仕事がある人や、旅行に出かける人、または入院予定などの理由で投票日に投票所に行けない人は期日前投票をしましょう。

■期日前投票ができる期間

12月16日(月)～12月21日(土)

8時30分～20時

※土曜日にも投票できます。

■ところ

市役所6階北側選挙管理委員会

■持ち物

投票所入場券

※投票日に投票所に行くことができない理由などを宣誓書に記入していただきます。



不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院・入所中の人が、直接、病院長・施設長に申し出て下さい。

出張などで他市区町村に滞在している人

■出張などで他市区町村に滞在している人

手続などについては、早目に選挙管理委員会にお問い合わせください。

■郵便などによる不在者投票

次の人は、郵便などを利用して投票できます。

●身体に重い障害があり、投票所に行くことができない人で、法令で定められた条件を満たしている人

●介護保険の被保険者証(要介護5)を持つ人

郵便などによる不在者投票をする人には、事前に、「郵便等投票証明書」を交付しますので、早目に申し出て下さい。

※「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持ち、自書できない人は、届け出をする時、代理人による代筆ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※「上肢または視覚の障害の程度が1級」の身体障害者手帳を持ち、自書できない人は、届け出をする時、代理人による代筆ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

代理投票・点字投票

文字を書けない人は、投票所係員が代理で投票用紙に記入します。また、目が不自由で、点字ができる人は点字投票ができますので、投票所で申し出て下さい。

選挙公報

候補者の政見などを載せた選挙公報を新聞折り込みで配布します。

最寄りの公共施設(各地区まちづくりセンター、市立図書館、ロゼシアター、ラ・ホール富士、富士市交流プラザなど)にも配置します。

また、12月17日(火)から市ウェブサイトでもごらんになれます。新聞未購読世帯の人は、ご利用ください。

※郵送希望も受け付けます。選挙管理委員会にご連絡ください。

開票

開票は、投票日当日の21時30分からふじさんめつせで行います。

選挙についてのQ&A

Q 市長選挙と同時に、市議会議員補欠選挙も行われるのはなぜですか？

A 市議会議員に欠員が生じた場合(11月7日現在、欠員1人)、通常、欠員が定数(36人)の6分の1(6人)以下では、補欠選挙は行われません。しかし、欠員が補欠選挙を行うべき数(6人)に達しない場合でも、市長選挙が行われるときは、時期的な条件を満たせば、これに合わせて補欠選挙を行います。

【投・開票状況をお知らせします。ご利用ください】

専用ダイヤル／☎(65)3170

市ウェブサイト／<http://fujishi.jp>

市モバイルサイト／<http://fujishi.jp/mobile>

※電話番号はよく確かめて間違いがないようにお願いします。
★下記の二次元バーコードもご利用ください。



【問い合わせ】

選挙管理委員会

☎(65)20079

FAX(65)30500